

日本の公的年金制度における財政方式の変遷*

小林航¹・渡部恵吾²

要旨

本稿では、主に公的年金制度の財政方式に焦点を当て、賦課方式と積立方式の違いなどについて理論モデルを用いて考察を行うとともに、現在の日本の公的年金制度の概要を確認する。その上で、厚生年金と国民年金の財政方式の変遷に焦点を当て、日本の公的年金制度の歴史を振り返る。1941年に創設された労働者年金は完全積立方式でスタートし、1944年に厚生年金保険に改称された後、1954年の全面改正において段階保険料方式が採用されたことによって賦課方式の要素を持つ修正積立方式へと移行した。1959年に創設された国民年金もまた、完全積立方式でスタートしたが、1966年の改正において年金の給付水準が引き上げられた際にそれに見合うだけの保険料の引き上げができず、修正積立方式へと移行した。その後も両制度は改正を重ね、2004年改正と国庫負担率の引き上げを経て2017年に保険料が最終水準へ到達した。現在の制度は、依然として人口構成の影響を受ける賦課方式の側面と、金利水準の影響を受ける積立方式の側面とをあわせ持つ修正積立方式であると同時に、経済環境次第では完全賦課方式に移行する可能性も有したものとなっている。

はじめに

中国では高齢化が急速に進展している。『中国統計年鑑 2018』によれば、1990年の時点で5.6%だった高齢化率（65歳以上人口比率）は2000年に7.0%、2010年に8.9%となり、2017年には11.4%に達している。図1は国連の統計を用いて世界と中国の高齢化率の推移を比較したものであるが、これを見ると中国が世界を上回るスピードで高齢化していることがよくわかる。

高齢者の割合が増加するという意味での高齢化の進展は、社会保障制度、とりわけ現役世代の負担によって高齢者への給付財源を賄う制度の維持を困難なものにすると考えられる。その代表例が、賦課方式で運営されている老齢年金制度である。賦課方式とは、ある時点の高齢者が受け取る給付の財源をその時点の若年者が支払う保険料によって賄う財政方式であり、その高齢者が現役世代時に支払った保険料による積立金で財源を賄う積立方式と対置される概念である。第1節でみるように、一定の条件のもとでは、高齢化は賦課方式の年金財政に直接的な影響を及ぼすのに対して、積立方式の年金財政には影響を与えない。そのため、高齢化の進展する社会では、老齢年金制度を賦課方式ではなく積立方式で運営すべき

* 本稿における意見はすべて筆者個人の見解であって、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本稿における誤りはすべて筆者に帰するものである。

¹ 財務総合政策研究所特別研究官、千葉商科大学政策情報学部教授

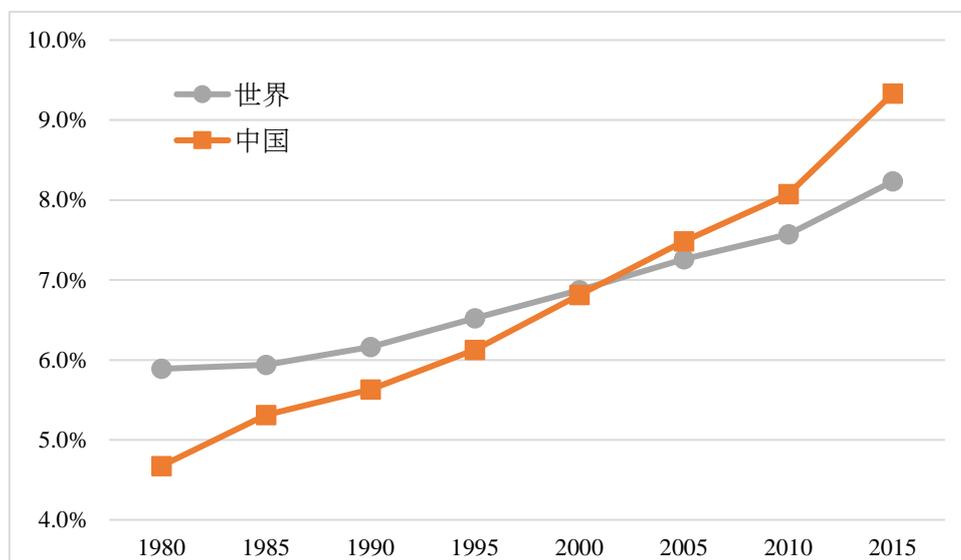
² 財務総合政策研究所研究員

であるとの主張もある（八田・小口（1999）、李（2016）など）。

他方、日本の公的年金制度は完全積立方式から出発し、現在は賦課方式に近い修正積立方式で運営されている。総務省「人口推計」（2019年7月報）によれば、日本の高齢化率は既に28.4%に達しており³、その比率はさらに上昇することが見込まれている。再び国連の統計を用いて日本と中国の高齢化率の推移をより長期で見ると（図2）、日本で先に高齢化が進み、中国が後からそれを追いかけるという姿が映し出される。それだけ高齢化が進んだ社会において、なぜ日本の公的年金制度は高齢化に弱いとされる賦課方式へ移行してきたのであろうか。そこで本稿では、主に財政方式の変遷に焦点を当てながら、日本の公的年金制度の歴史を振り返る。

本稿の構成は以下のとおりである。まず第1節では、公的年金制度の財政方式について概念的な整理を行う。一口に賦課方式や積立方式といってもその形態は様々であり、何をもちて財政方式を区分するか、あるいは各方式が何をもちたかといった点について理論モデルを用いて考察する。第2節では現在の日本の公的年金制度の概要をまとめるとともに、賦課方式と積立方式の両方式の側面をあわせ持つことを確認する。第3節では現在の制度に至る歴史的経緯を振り返る。その際、主に厚生年金と国民年金の財政方式の変遷に焦点を当て、完全積立方式から徐々に賦課方式へ近づいた過程を整理する。付随的な論点として公費（税金）の投入方法や支給開始年齢などの変遷についても確認する。第4節はまとめである。

図1 中国と世界の高齢化率（1980～2015）

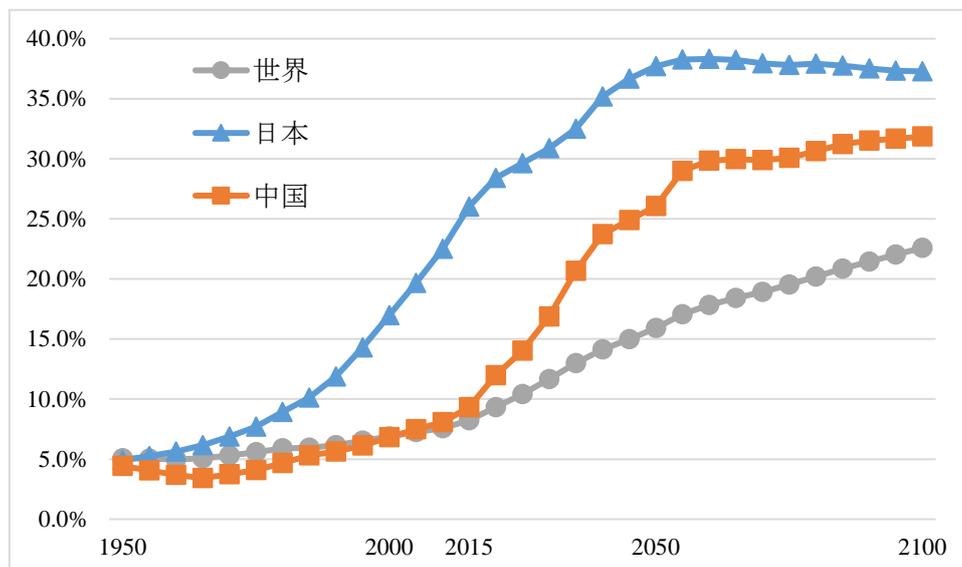


（注）「世界」は2019年時点で人口9万人以上の201か国と人口9万人未満の国（個別表示無し）で構成される。人口9万人以上の201か国の人口合計は「世界」の人口の99.985%を占める（直近の実績値2015年時点）。

（出所）United Nations（2019）World Population Prospects 2019

³ 2019年7月1日現在（概算値）。

図2 日本と中国の高齢化率（1950～2100）



(注1) 「世界」の構成は図1と同様。

(注2) 2020年以降は将来推計 (Medium variant)。

(出所) United Nations (2019) World Population Prospects 2019

1. 公的年金制度の財政方式

公的年金の制度設計には、様々な論点が存在する。例えば、年金の財源は税か保険料か、保険料は定額か報酬比例か、支給開始年齢は何歳か、給付期間は有期か終身か。そのほか、確定拠出型か確定給付型か、物価や賃金の変動を年金給付額に反映するか否かといった多くの論点が考えうるが、本稿では公的年金制度の財政方式に焦点を当てる。

公的年金制度の財政方式には、大別して積立方式と賦課方式の2つが存在する。積立方式は、高齢者の年金給付を、その世代が現役時代に積み立てた財源で賄う仕組みである。一方で賦課方式は、高齢者世代の年金給付を、その時点の現役世代が負担した財源で賄う仕組みである。本節では、各財政方式の違いや、財政方式を移行した場合に何が起こりうるかといった点について、理論モデルを用いて考察を行う。

1.1 賦課方式と積立方式

まず、単純な世代重複2期間モデルで賦課方式と積立方式の違いを示す。

t 期に N_{t-1} 人の高齢者と N_t 人の若年者が存在し、どの個人も2期間確実に生存すると仮定する⁴。賦課方式のもとで t 期に若年者から保険料 τ を徴収し、高齢者に年金 b を給付すると、財政収支の均衡条件は $N_t \tau = N_{t-1} b$ となる。このとき給付と保険料の関係は、

$$b = \frac{N_t}{N_{t-1}} \tau$$

⁴ ここでは生存リスクは省略する。

となり、これを人口成長率 n で表すと次のようになる ($N_t = (1 + n)N_{t-1}$)。

$$b = (1 + n)\tau$$

つまり、賦課方式における給付と保険料の関係は、人口成長率に依存する。次に、積立方式のもとで $t-1$ 期に若年者から保険料 τ を徴収し、それを金利 r で運用したうえで t 期に高齢者に年金 b を給付すると、財政収支の均衡条件は $N_{t-1}\tau(1+r) = N_{t-1}b$ となる。このとき、給付と保険料の関係は次のようになる。

$$b = (1 + r)\tau$$

つまり、積立方式における給付と保険料の関係は金利に依存し、人口成長率からは直接的に影響を受けない(ただし、人口成長率が金利に影響を与える場合は間接的に影響を受ける⁵⁾)。

いずれの場合も、ある時点で想定した人口成長率や金利に基づいて保険料と給付額を設定することとなるが、前提条件が変化すればそれらの値も調整が必要となる。その際、給付額を固定して保険料を調整する方式は確定給付型(給付建て)と呼ばれ、保険料を固定して給付額を調整する方式は確定拠出型(拠出建て)と呼ばれる。

また、割引現在価値で評価した給付と負担の差は純便益として解釈することができるが、賦課方式では次のようになる。

$$\frac{b}{1+r} - \tau = \frac{n-r}{1+r}\tau$$

賦課方式では、人口成長率 n と金利 r の関係で純便益が正となることもあれば負となることもあり、負となる世代から正となる世代へ世代間の移転が発生することとなる。一方で、積立方式の純便益は次のようにゼロであり、世代間の移転は発生しない。

$$\frac{b}{1+r} - \tau = 0$$

1.2 賦課方式における世代間移転

1.1 では、賦課方式の年金制度において純便益の世代間移転が発生しうることを示した。ただしこれは、若年期に保険料 τ を支払い、老年期にはそのときの若年者が保険料 τ を支払ってくれた世代にのみ当てはまるものである。それとは別に、年金制度の発足と廃止に伴う世代間移転も発生する。この点について、数値例を用いて確認していく。

⁵ Barr (2001)、高山 (2004)。

賦課方式は高齢者世代の年金給付をその時点の現役世代が負担した財源で賄う仕組みであるため、制度発足時には、若年期に保険料を負担せず年金を受給する高齢者が存在し、制度廃止時には、若年期に保険料を負担しながら年金を受給しない高齢者が存在する。第1期に制度が発足し、第3期末に廃止したとすると、世代0の高齢者は保険料を負担せずに年金を受給するのに対して、世代3の高齢者は若年期に保険料を負担しながら年金を受給しないことになる。人口成長率 n と金利 r はいずれもゼロとし、人口の初期値と保険料について $N_0 = 100$ 、 $\tau = 100$ と仮定する。この場合の世代会計（人口1人当たりの保険料、受給額、純便益及び純便益の世代計）を示したものが、表1である。世代3から世代0へ、1人当たり100の世代間移転が発生することがわかる。

表1 世代会計

世代	人口	保険料	受給額	純便益	世代計
0	100	0	100	100	10,000
1	100	100	100	0	0
2	100	100	100	0	0
3	100	100	0	-100	-10,000
4	100	0	0	0	0

次に、人口成長率と金利の変動が世代間移転にもたらす影響を確認する。具体的には、①金利を上回る人口増加が続くケース、②一時的な人口増加が発生するケース、③人口減少が続くケースの3ケースをみていく。各ケースの数値例は表2のとおりである。

表2 各ケースの数値例

	ケース①	ケース②	ケース③
人口成長率	0.2	—	-0.2
金利	0.0	0.0	0.0
人口	$N_0:100 \rightarrow N_4:207$	N_2 のみ120、他は100	$N_0:100 \rightarrow N_4:41$
保険料	100 (受給額:120)	100	100 (受給額:80)

各ケースの世代会計をまとめたものが、表3～5である。金利を上回る人口増加が続くケース①では、制度が廃止されるまでは各世代に正の純便益が発生し、制度廃止時のみ負の純便益が発生する。一時的な人口増加が発生するケース②では、人口が増加する前の世代では正の純便益が発生する一方、人口が増加した世代では負の純便益が発生する。人口減少が続くケース③では、制度発足時の高齢者以外の世代で負の純便益が発生する。賦課方式における純便益の世代間移転が、人口成長率や金利の変動の影響を受けることがわかる。

表3 ケース①（金利を上回る人口増加が続くケース）の世代会計

世代	人口	保険料	受給額	純便益	世代計
0	100	0	120	120	12,000
1	120	100	120	20	2,400
2	144	100	120	20	2,880
3	173	100	0	-100	-17,280
4	207	0	0	0	0

表4 ケース②（一時的な人口増加が発生するケース）の世代会計

世代	人口	保険料	受給額	純便益	世代計
0	100	0	100	100	10,000
1	100	100	120	20	2,000
2	120	100	83	-17	-2,000
3	100	100	0	-100	-10,000
4	100	0	0	0	0

表5 ケース③（人口減少が続くケース）の世代会計

世代	人口	保険料	受給額	純便益	世代計
0	100	0	80	80	8,000
1	80	100	80	-20	-1,600
2	64	100	80	-20	-1,280
3	51	100	0	-100	-5,120
4	41	0	0	0	0

1.3 積立方式における世代内移転

1.1 では、積立方式における各世代の純便益はゼロであり、世代間の移転は発生しないことを示した。他方で、積立方式では世代内の移転は発生しないのだろうか。ここでは、個人ごとに①死亡時期が異なるケース、②保険料納付期間が異なるケース、③所得が異なるケースの3ケースについて、世代内移転の可能性を考察する。なお、全てのケースで金利はゼロと仮定する。

まず、①死亡時期が異なるケースの考察を行う。若年期が1期、老年期が2期ある3期間モデルで、3人の個人が同じ期に誕生したと仮定する。保険料は、3人ともが第1期に τ を納付する。死亡時期は個人ごとに異なり、個人1は第1期末に死亡し給付はゼロ、個人2は第2期末に死亡し給付は b 、個人3は第3期末に死亡し $2b$ を受給する。この場合の財政収支の均衡条件は $3b = 3\tau$ 、つまり $b = \tau$ となり、各個人の純便益は次のようになる。

$$\text{個人 1 : } 0 - \tau = -\tau$$

$$\text{個人 2 : } b - \tau = \tau - \tau = 0$$

$$\text{個人 3 : } 2b - \tau = 2\tau - \tau = \tau$$

つまり、早期に死亡した個人 1 から長生きした個人 3 へ、事後的な世代内の移転が発生する（平均寿命まで生存した個人 2 の純便益はゼロとなる）。ただし、各個人の死亡時期は事前には分からないため、事前の観点からは各個人の純便益の期待値はゼロであり、事後的に発生する世代内移転は保険の役割そのものである。

次に、②保険料納付期間が異なるケースを考察する。ケース①と同様に 3 期間モデルを用いるが、ここでは若年期が 2 期、老年期が 1 期あるとする。3 人とも第 3 期末に死亡（平均寿命まで生存）するが、個人ごとに保険料納付期間が異なる。個人 1 は第 1 期と第 2 期に τ ずつ納付し、第 3 期に b_1 を受給する。個人 2 は第 2 期に τ を納付し、第 3 期に b_2 を受給する。個人 3 は保険料を納付せず、第 3 期に b_3 を受給する。この場合の財政収支の均衡条件は $3\tau = b_1 + b_2 + b_3$ となるが、各個人の純便益は給付額と保険料納付期間の関係をどのように設定するかによって異なる。

第 1 に、給付額が保険料納付期間に依存しないケースを考えてみよう。このとき、各個人の受給額は $b_1 = b_2 = b_3 = \tau$ となり、それに対応して純便益は以下ようになる。

$$\text{個人 1 : } \tau - 2\tau = -\tau$$

$$\text{個人 2 : } \tau - \tau = 0$$

$$\text{個人 3 : } \tau - 0 = \tau$$

つまり、保険料納付期間が長い個人 1 から短い個人 3 への世代内移転が発生する。第 2 に、給付額が保険料納付期間に比例するケースを考えてみよう。このとき、各個人の受給額は $b_1 = 2\tau$ 、 $b_2 = \tau$ 、 $b_3 = 0$ となり、純便益は以下ようになる。

$$\text{個人 1 : } 2\tau - 2\tau = 0$$

$$\text{個人 2 : } \tau - \tau = 0$$

$$\text{個人 3 : } 0 - 0 = 0$$

ここでは、世代内移転は発生しない⁶。

次に、③所得が異なるケースを考察する。若年期・老年期とも 1 期の 2 期間モデルで、個人 i の所得を y_i とする。保険料（第 1 期に納付）は $\tau_i = \alpha_\tau y_i + f_\tau$ 、給付額（第 2 期に受給）は $b_i = \alpha_b y_i + f_b$ で表されるとすると、財政収支の均衡条件は次のようになる。

⁶ ただし金利が正である場合、給付額が保険料納付期間に単純比例すると、現在価値で見て保険料納付期間の長い者から短い者への移転が発生する。

$$\sum_i (\alpha_\tau y_i + f_\tau) = \sum_i (\alpha_b y_i + f_b)$$

所得の平均値を \bar{y} とすると、この均衡条件は以下のように変形することができる。

$$f_b - f_\tau = -(\alpha_b - \alpha_\tau)\bar{y}$$

このとき、個人 i の純便益は次のようになる。

$$b_i - \tau_i = (\alpha_b - \alpha_\tau)(y_i - \bar{y})$$

保険料と給付がともに所得比例の場合、定額部分はゼロ、すなわち $f_b = f_\tau = 0$ となるため、 $\alpha_b = \alpha_\tau$ から $b_i - \tau_i = 0$ となり、世代内移転は発生しない。また、保険料と給付がともに定額の場合、 $\alpha_b = \alpha_\tau = 0$ となるため、やはり $b_i - \tau_i = 0$ となり、同じく世代内移転は発生しない。他方、保険料が所得比例で給付に定額部分がある場合は、 $f_b > f_\tau = 0$ から $\alpha_b < \alpha_\tau$ となるため、平均所得よりも低い所得の場合 ($y_i < \bar{y}$) は $b_i - \tau_i > 0$ となり、高所得者から低所得者への世代内移転が発生する。

このように、積立方式の年金制度では様々な形で世代内移転が発生しうるため、その特徴を正確にとらえるには、保険料や給付の設計を注意深く確認する必要がある。同様に、「個人勘定」というときに、それが何を指しているかにも注意を要する。厳密な意味での個人勘定は、自分が支払った保険料をその個人の名義の口座に積み立てて、そこから年金を受給するものであるが、その場合、ここで議論したような世代内移転は一切発生せず、生存期間の不確実性に対する保険の機能を持たせることもできない。保険の機能を持たせるには、一定の条件を満たす個人を集めた勘定が必要であり、そこに含まれる個人が事後的に決まる生存期間以外の側面（所得や保険料納付期間）で異なりうる場合には、制度設計次第で保険機能とは異なる世代内移転が発生しうる。

1.4 賦課方式から積立方式への移行

ここまでは、賦課方式・積立方式のそれぞれで起こりうる純便益の移転についてみてきた。次に、財政方式の移行について考察を行う。まず、賦課方式から積立方式へ移行する際に何が起こりうるか考察を行う。

賦課方式から積立方式へ移行すると、確定拠出型の場合には、若年期に賦課方式の保険料を負担しながら十分な年金を受給できない高齢者が出てくる。他方、確定給付型の場合には、若年期に賦課方式の保険料を負担しつつ、積立方式の保険料も負担する高齢者が出てくる。いずれの場合も移行期の世代に大きな負担が発生することとなるが、ここでは前者のケースに焦点を当て、その特徴を数値例で確認する。

人口成長率 n と金利 r はゼロであり、ある期において即時的に移行するケースを考える。第1期には、世代1の若年者から保険料を徴収し、世代0の高齢者に年金を給付する。第2期には、世代2の若年者から保険料を徴収し、世代1の高齢者に年金を給付する。この第2期で賦課方式を廃止し、積立方式を導入する。第3期には、世代3の若年者から保険料を徴収して積み立てる。このとき、世代2の高齢者には年金を給付しない⁷。第4期には、世代4の若年者から保険料を徴収して積み立て、世代3の高齢者には既存の積立金から年金を給付する。第5期には、世代4の高齢者に既存の積立金から年金を給付する。この即時的移行における世代会計が、表6である。ここでは、若年期に賦課方式の保険料を負担しながら老年期に年金を受給できない世代2が、発足時の高齢者である世代0が享受した純便益の負担を負うことになる。

表6 (賦課方式から積立方式) 即時的移行のケースの世代会計

世代	保険料		受給額		純便益
	賦課方式	積立方式	賦課方式	積立方式	
0	0	0	100	0	100
1	100	0	100	0	0
2	100	0	0	0	-100
3	0	100	0	100	0
4	0	100	0	100	0

次に、複数の期にわたって段階的に積立方式へ移行するケースをみていく。第3期に、若年者は賦課方式の保険料を2分の1納付し、積立方式の保険料を2分の1納付する。第4期に、若年者は賦課方式の保険料は負担せず、積立方式の保険料を全額納付する(2期間での移行)。このケースにおける世代会計が、表7である。ここでは、賦課方式から積立方式への移行費用を世代2と3で分担していることがわかる。一般的な性質として、移行期間を長くすることで各世代の負担を軽減させることができ、理論上は移行期間を十分に長くすれば各世代の負担をほぼゼロにすることができる。

⁷ 確定給付型の場合は、第2期に世代2の若年者から積立方式分の保険料も徴収し、第3期にはその積立金から世代2の高齢者に年金を給付する。このとき、保険料を二重に負担する、という意味での「二重の負担」が発生する。

表7 (賦課方式から積立方式) 段階的移行のケースの世代会計

世代	保険料		受給額		純便益
	賦課方式	積立方式	賦課方式	積立方式	
0	0	0	100	0	100
1	100	0	100	0	0
2	100	0	50	0	-50
3	50	50	0	50	-50
4	0	100	0	100	0

1.5 積立方式から賦課方式への移行

次に、積立方式から賦課方式へ移行する際に何が起こりうるか考察を行う。

積立方式から賦課方式へ移行すると、確定拠出型の場合には、若年期に納付した積立方式の保険料から年金を受給できるうえ、次の世代が納付した賦課方式の保険料からも年金を受給できる世代が発生する。確定給付型の場合には、若年期に積立方式の保険料を納付せずに、老年期に賦課方式の保険料から年金を受給できる。

この点も、確定拠出型のケースに焦点を当て、数値例を用いて確認する。人口成長率 n と金利 r はゼロであり、即時的に移行するケースを考える。第1期には、世代1の若年者から保険料を徴収し積み立てる。第2期には、世代2の若年者から保険料を徴収し、世代1の高齢者に既存の積立金から年金を給付する。この第2期で積立方式を廃止し、賦課方式を導入する。第3期には、世代3の若年者から保険料を徴収し、世代2の高齢者に年金を給付する。このとき、世代2の高齢者には既存の積立金からも年金が給付される⁸。第4期には、世代4の若年者から保険料を徴収し、世代3の高齢者に年金を給付する。第5期には、世代4の高齢者に年金を給付せず、制度を廃止する。この即時的移行における世代会計が、表8である。世代2の高齢者は、積立方式の保険料に加え、次の世代が負担した賦課方式の保険料からも年金が給付される「二重の給付」を享受できることがわかる。

⁸ 確定給付型の場合は、第2期に世代2の若年者から積立方式分の保険料を徴収せず、第3期には世代3の若年者が納付した賦課方式の保険料から世代2の高齢者に年金を給付する。このとき、世代2は負担なしで年金を受給できる。

表 8 (積立方式から賦課方式) 即時的移行のケースの世代会計

世代	保険料		受給額		純便益
	賦課方式	積立方式	賦課方式	積立方式	
0	0	0	0	0	0
1	0	100	0	100	0
2	0	100	100	100	100
3	100	0	100	0	0
4	100	0	0	0	-100

次に、2 期間かけて段階的に賦課方式へ移行するケースをみていく。第 3 期に、若年者は賦課方式の保険料を 2 分の 1 納付し、積立方式の保険料を 2 分の 1 納付する。第 4 期に、若年者は賦課方式の保険料を全額納付し、積立方式の保険料は負担しない。このケースにおける世代会計が、表 9 である。積立方式から賦課方式への移行便益を世代 2 と 3 の二世帯が享受しており、一般的な性質として、移行期間を長くすることで各世代の純便益が小さくなる。

表 9 (積立方式から賦課方式) 段階的移行のケースの世代会計

世代	保険料		受給額		純便益
	賦課方式	積立方式	賦課方式	積立方式	
0	0	0	0	0	0
1	0	100	0	100	0
2	0	100	50	100	50
3	50	50	100	50	50
4	100	0	0	0	-100

1.6 平準保険料方式と段階保険料方式

本節の最後に、積立方式の年金制度における、平準保険料方式と段階保険料方式の違いについて考察を行う。

平準保険料方式とは、一定の保険料水準を維持しながら一定の給付水準を実現するものであるのに対して、段階保険料方式は、保険料水準を段階的に引き上げながら一定の給付水準を実現するものである。各方式の世代会計の数値例が、表 10、11 である (いずれも人口成長率 n と金利 r はゼロと仮定)。平準保険料方式では全ての世代で純便益がゼロである一方、段階保険料方式では世代 3 から 1 への世代間移転が発生する。つまり、段階保険料方式には、賦課方式の要素が混在するのである。そこで、段階保険料方式において賦課方式と積立

方式の要素を区別して表したものが表 12 であり、積立方式から賦課方式に移行した表 8 や表 9 と類似した構造になっていることがわかる。

表 10 平準保険料方式の世代会計

世代	保険料	受給額	純便益
0	0	0	0
1	100	100	0
2	100	100	0
3	100	100	0
4	0	0	0

表 11 段階保険料方式の世代会計

世代	保険料	受給額	純便益
0	0	0	0
1	50	100	50
2	100	100	0
3	150	100	-50
4	0	0	0

表 12 段階保険料方式の世代会計（賦課方式の要素のみ抽出）

世代	保険料		受給額		純便益
	賦課方式	積立方式	賦課方式	積立方式	
0	0	0	0	0	0
1	0	50	50	50	50
2	50	50	50	50	0
3	50	100	0	100	-50
4	0	0	0	0	0

ここまでは、賦課方式と積立方式の違いを明らかにするとともに、財政方式の移行によって何が起こりうるかといった点を考察してきた。次に、現在の日本の公的年金制度の概要をみていく。

2. 日本の公的年金制度の概要

2.1 制度の概要

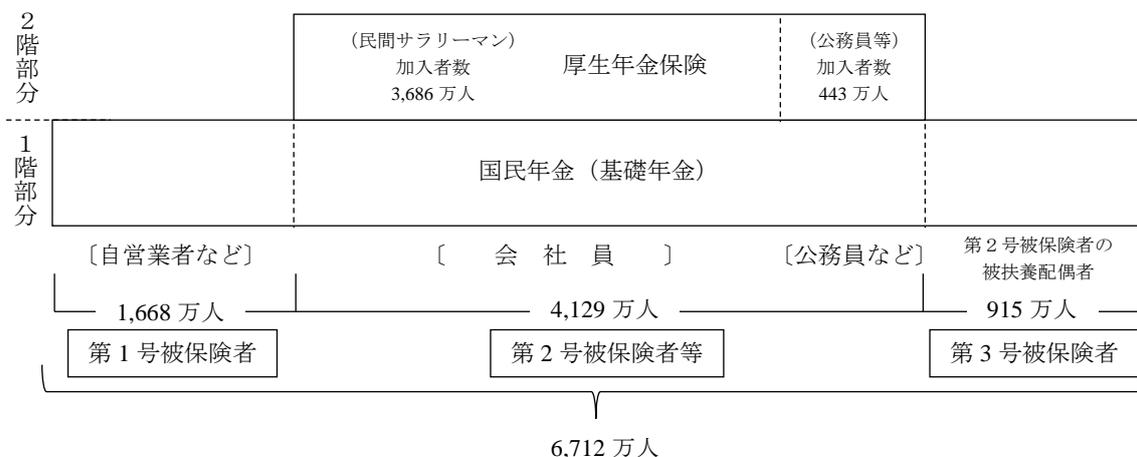
日本では 1941 年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、1959 年の国民年金制度の創設によって国民皆年金が整備された。その後何回かの改正を経て、現在の公的年金制度に至っている⁹。

現在の日本の公的年金制度は、図 3 のとおり 1 階部分と 2 階部分で構成されている。現役世代は全て国民年金の被保険者となり¹⁰、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける（1 階部分）。民間サラリーマンや公務員等は、これに加え厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける（2 階部分）。

⁹ 日本の公的年金制度の歴史については第 3 節で触れる。

¹⁰ ただし、保険料の未納者も存在する。

図3 日本の公的年金制度の概要



(注) 数値は 2016 年 3 月末時点。年金制度には確定拠出年金等の 3 階部分も存在するが、本稿では割愛。
(出所) 厚生労働省 (2017) 「平成 29 年版厚生労働白書—社会保障と経済成長—」を参考に作成。

国民年金 (基礎年金) の保険料及び年金給付額は定額である¹¹。一方、厚生年金の保険料及び年金給付額は被保険者の報酬額に比例する¹²。20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業者及び無業者等は第 1 号被保険者に該当する。民間サラリーマン及び公務員は第 2 号被保険者に該当し、民間サラリーマン及び公務員に扶養される配偶者は第 3 号被保険者に該当する。高齢期となった際、第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者は基礎年金を受給し、第 2 号被保険者等は基礎年金に加え厚生年金を受給することとなる。

年金の財源は、国民が支払う保険料、国庫負担 (基礎年金給付に対し 2 分の 1 負担)、積立金からなる。積立金に関しては、2004 年の制度改正において¹³、概ね 100 年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費 1 年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てることとされた。

2004 年の制度改正では、財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みである「マクロ経済スライド」も導入された。具体的には、年金額の計算にあたって賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、スライド調整率¹⁴で抑えるものである。ただし、名目下限措置により、賃金・物価の伸びがスライド調整率より低い場合、年金額の引き下げは行われない¹⁵。マクロ経済スライドによってどの程度給付水準を調整する必要があるかについては、高齢化や少子化がどの程度まで進行するか等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右される。そこで、年金の財政状況を定期的に確認するために、少なくとも 5 年ごとに「財政検証」が

¹¹ 基礎年金の保険料は月 16,900 円 (2004 年度価格)。

¹² 厚生年金保険の保険料率は被保険者の報酬額の 18.3%、保険料は労使折半で負担。

¹³ 2004 年の制度改正の詳細については第 3 節で触れる。

¹⁴ スライド調整率は「公的年金全体の被保険者数の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率 (0.3%)」である。

¹⁵ 2018 年 4 月から、名目下限措置によって調整されなかった分を繰り越し、賃金・物価が上昇した年に未調整分 (キャリアオーバー) を調整する仕組みが導入された。

実施され、概ね 100 年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しが作成され、財政状況の検証が行われている。

年金の支給開始年齢は、基礎年金が 65 歳である。厚生年金保険は、2000 年の制度改正により 60 歳から 65 歳へ移行中であり、男性は 2025 年度までに、女性は 2030 年度までに 65 歳へ引き上げ予定である。

2.2 財政方式

現在の日本の公的年金制度の財政方式は、(完全賦課方式ではなく) 賦課方式に近い「修正積立方式」と言えよう。

詳細は第 3 節で触れるが、日本の公的年金制度は創設当初は完全積立方式であったが、その後財政方式の変更を迫られた。変更の際には既に多額の積立金が積み立てられており、現在の制度においても積立金は年金の財源となっている。深尾・蓮見・中田 (2007) では、日本の公的年金制度は修正積立方式を採用することにより、賦課方式の枠組みに相当程度の積立金を有することで得られた運用収益を給付にあてるとともに、予期せざる将来の変動に対してのバッファ機能を付加することで、純粋な賦課方式によって実現可能な水準よりも高い給付水準が可能となっているとしている。

日本の公的年金制度の財政方式を賦課方式に近い「修正積立方式」と考える根拠は、財政検証結果にも求めることができよう¹⁶。前述のとおり、日本の公的年金制度では年金の財政状況を確認するため、少なくとも 5 年ごとに財政検証が実施されている。財政検証では、将来推計人口 (少子高齢化の状況) の前提、労働力率の前提、短期及び長期の経済前提が設定され、標準的な年金の所得代替率の見通し等が示されている。直近に行われた平成 26 年 (2014 年) 財政検証では、長期の経済前提は幅の広い 8 ケース (ケース A~H) が設定されている (表 13)。マクロ経済スライドによる給付水準調整は、概ね 100 年間の年金財政が均衡するところで終了する仕組みであるが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わる。図 4 は、人口が中位推計¹⁷で推移した場合の、幅広く設定した経済前提に応じたマクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率の変化を示したものである。このうちケース H では、機械的に給付水準調整を続けるとある時点をもって積立金が無くなり、財政方式が完全な賦課方式に移行することが示されている。また、平成 26 年 (2014 年) 財政検証では、人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通しも示されている。これによれば、出生率の前提を中位推計から高位推計にすると、給付水準の調整期間は 5~9 年短縮し、所得代替率は 3~5% 上昇する。逆に低位推計にすると、調整期間は 4

¹⁶ 厚生労働省 (2014) 「平成 26 年財政検証結果レポートー『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』(詳細版)ー」では「我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄うという『賦課方式』を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている。」との表現が用いられている。

¹⁷ 2060 年における合計特殊出生率 1.35 を中位推計とし、高位推計は 1.60、低位推計は 1.12 に設定。(2010 年実績は 1.39)

～14年延長し、所得代替率は4～7%低下する見通しとなる。また、死亡率の前提を高位推計、低位推計¹⁸に変化させた場合は、調整期間は3～7年変化し、所得代替率は2～3%変化する見通しとなる。このように、年金の所得代替率は、人口等の前提の変動に大きく影響を受ける。

これらの点から、現在の日本の公的年金制度の財政方式は、賦課方式に近い「修正積立方式」と考えることが妥当であろう。

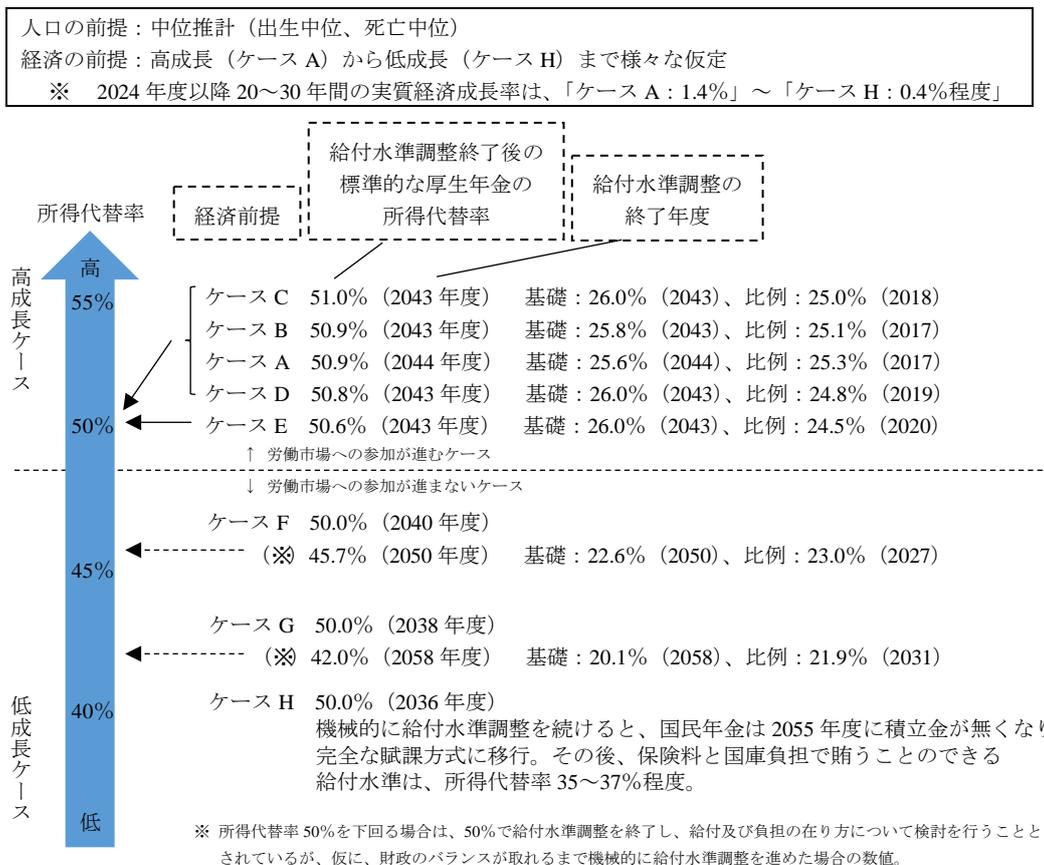
表 13 長期の経済前提（平成 26 年（2014 年）財政検証）

	将来の経済状況の仮定		経済前提			
	労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質・対物価)	運用利回り	
					実質 (対物価)	スプレッド (対賃金)
ケース A	労働市場への 参加が進む ケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%
ケース B		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%
ケース C		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%
ケース D		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%
ケース E		1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%
ケース F	労働市場への 参加が進ま ないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%
ケース G		0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%
ケース H		0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%

(出所) 厚生労働省 (2014) 「平成 26 年財政検証結果レポートー『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』(詳細版)ー」

¹⁸ 高位推計、低位推計は寿命が約 1 年変化する前提。

図4 幅広い経済前提における所得代替率の見通し（平成26年（2014年）財政検証）



（出所）厚生労働省（2014）「平成26年財政検証結果レポートー『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）ー」

3. 日本の公的年金制度の歴史

前節では、現在の日本の公的年金制度の概要をまとめた。本節では、1941年の制度創設から2004年に行われた改正までの経緯を振り返り、現在の公的年金制度に至った歴史的背景を整理する。

3.1 労働者年金保険制度の創設と改正（1941年～1944年）

1941年の3月に労働者年金保険法が公布され、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が創設された。被保険者は常時10人以上の労働者を使用する工場等に使用される男子¹⁹で、保険給付の対象は老齢・廃疾・死亡・脱退であった。標準報酬月額は10円～150円までの15等級²⁰であり、養老年金の支給要件は被保険者期間が20年以上で、支給期間は

¹⁹ 労働者年金保険法第16条では、強制被保険者の対象とならない労働者として、常時10人未満の労働者を使用する工場等に使用される者、女子、などを挙げている。

²⁰ 労働者年金保険法第4条には、標準報酬については勅令で定める旨が記載されており、労働者年金保険法施行令（1941年12月公布）第3条に実際の報酬と標準報酬との対応関係が記載されている。

55歳から死亡に至るまでとされた（坑内夫²¹は被保険者期間15年以上、50歳から支給）。支給額は被保険者期間の平均報酬年額25%に相当する額で、被保険者期間が20年以上ある場合は1年ごとに1%分が上乗せされた。つまり、給付係数は被保険者期間（保険料納付期間）の増加関数であり、定数部分が存在する²²。保険料は労使折半で、厚生省告示で標準報酬（賞与を含まない）の6.4%（坑内夫は8.0%）と定められた²³。国庫負担は給付費の1割（坑内夫は2割）で、事務の執行に要する費用も毎年度の予算の範囲内で国庫が負担することとされた。

この労働者年金保険制度の財政方式について、吉原・畑（2016）では全期間を通じて同率の保険料率で将来の収支を賄うこと、つまり平準保険料方式であることをもって完全積立方式と称している。それに加え、既存の高齢者世代に対しては給付が行われないため、その世代に対する世代間移転も発生しない。そこで本稿でも、その区分名を踏襲する²⁴。

そのほか、確定給付型か確定拠出型かという点に関しては、給付額は法律に明記されている一方、保険料率は法律ではなく厚生省の告示で定められており、保険料率の方が調整しやすい形をとっていることから確定給付型に近いと言えよう。貯蓄と保険のいずれの性質を有するかという点に関しては、55歳（坑内夫は50歳）から死亡に至るまで支給される終身年金であることから、単なる貯蓄ではなく生存リスクに備える保険の機能も有するものと言えよう。また、世代内移転の要素に関しては、保険料と給付がともに所得比例であることから、この点では1.3でみたように高所得者から低所得者への移転は発生しない。一方で、保険料納付期間に関する定額部分が存在するため、この点では保険料納付期間が長い者から短い者への世代内移転が発生することとなる。

1944年2月には労働者年金保険法が改正され、厚生年金保険法に改称された。改称の理由は、当時「労働者」という言葉を嫌う空気が強かったためである²⁵。被保険者は常時5人以上の事業所で使用される労働者（女子も含む）に変更され、保険給付に結婚手当金が追加され廃疾年金が障害年金に改称された。標準報酬月額は10円～200円までの20等級に変更され、給付額は被保険者期間の平均報酬月額4月分（年額の3分の1）に相当する金額とし、被保険者期間が20年以上ある場合は1年ごとに平均報酬日額（月額30分の1）の4日分（月額30分の4、年額90分の1）に相当する金額を上乗せすることとされた。したがって、改正前と同じく、給付係数には定数部分が存在することとなった²⁶。保険料率は、

²¹ 労働者年金保険法では、鉱業法の適用を受ける事業の事業場に使用され、常時坑内作業に従事する者を坑内夫と定義し（第25条）、一般男子労働者と区別して支給要件などを設定している。

²² $25\% + (\text{保険料納付年数} - 20) \times 1\%$ から、 $5\% + \text{保険料納付年数} \times 1\%$ となる。

²³ 吉原・畑（2016）pp.8-9を参照。労働者年金保険法第58条には、保険料の算定については勅令で定めることとされており、施行令第24条には保険料率は厚生大臣が定めることとされている。

²⁴ ただし、既に就労している世代の労働者に関しては、退職時期を一定とすれば保険料納付期間が比較的短くなる。前述のとおり、給付係数には定数部分があるため、保険料納付期間が長い者から短い者への、すなわち後に生まれた世代から先に生まれた世代への世代間移転が発生しうる。この点については、更に検討する余地があると考えられる。

²⁵ 吉原・畑（2016）p.10を参照。

²⁶ $30/90 + (\text{保険料納付年数} - 20) \times 1/90$ から、 $10/90 + \text{保険料納付年数} \times 1/90$ となる。

標準報酬の 11.0%（坑内夫は 15.0%）に引き上げられた。これは、退職積立金及び退職手当法（1936 年）等が廃止され、厚生年金保険法に吸収統合されたことに伴うものであった²⁷。

3.2 新しい厚生年金保険制度（1954 年）

改称から 10 年を経て、1954 年 5 月に厚生年金保険法の全面改正が行われた。標準報酬は 3,000 円～18,000 円までの 12 等級とされ²⁸、老齢年金（養老年金から改称）の支給開始要件は被保険者期間が 20 年以上で 60 歳から（女子は 55 歳に据置き、坑内夫は 50 歳から 55 歳に引き上げ）とされたが、支給開始年齢の引き上げには経過措置が設けられた²⁹。この経過措置は 1974 年に完了するものであり³⁰、1954 年から 20 年間の移行期間を設ける形となった。老齢年金の給付額は基本年金額と加給年金額の合計で、基本年金額（年額）は 24,000 円の定額部分と、「平均報酬月額×保険料納付月数×0.5%」の報酬比例部分とで構成されることとなった。加給年金額（年額）は、配偶者又は子 1 人について 4,800 円とされた。保険料率は男女ともに 3.0%（坑内夫は 3.5%）で、差し当たっては 1948 年に設定された暫定料率のまま据え置き、その後は 5 年ごとに引き上げることとされた。国庫負担は、給付費の 15% に引き上げられた（それまでは給付費の 1 割、坑内夫は従前どおり 2 割のまま）。

この全面改正においては、財政方式の転換も行われた。吉原・畑（2016）では、旧法と新法の大きな相違点として、保険料率が戦後の暫定料率のまま据え置かれ財政方式が完全積立方式から賦課方式の方向に修正されたこと、いわゆる修正積立方式、段階保険料制への転換を挙げている。この財政方式の転換は、旧制度の保険料率では約束した給付水準を実現できないため、保険料率を今後引き上げる必要があることを意味する。保険料の不足分は後の世代の保険料から賄われるため、世代間移転が発生することとなった。また、いわゆる 5 年ごとの財政再計算の規定もこの全面改正の際に置かれた³¹。財政計算における積立金の運用利率には、当時の大蔵省資金運用部への預託金利率であった 5.5%という水準が用いられた。最終保険料率の見通しとして、運用利率 5.5%が今後も続く場合には、1969 年以降に男子が 4.5%・女子が 3.2%であり、運用利率が当初 10 年間は 5.0%でその後は 4.5%の場合には、男子が 6.1%・女子が 4.0%という水準が示された。

財政方式の転換が行われた背景の一つとして、戦後の激しいインフレが挙げられる。1948 年の改正において、保険料率が暫定的に 3.0%に引き下げられたが、これは当時の給付水準で算定した男子の平準保険料率 9.4%の 3 分の 1 にも満たない水準であった³²。戦後のイン

²⁷ 吉原・畑（2016）p.11 を参照。

²⁸ 厚生年金保険法第 20 条に明記。

²⁹ 生年月日別の経過措置。1902 年 5 月 1 日以前に生まれた者は支給開始年齢が 55 歳、1902 年 5 月 2 日から 1905 年 5 月 1 日は 56 歳、1905 年 5 月 2 日から 1908 年 5 月 1 日は 57 歳、1908 年 5 月 2 日から 1911 年 5 月 1 日は 58 歳、1911 年 5 月 2 日から 1914 年 5 月 1 日は 59 歳。

³⁰ 1914 年 5 月 2 日以降に生まれた者が 60 歳に達するのが 1974 年。

³¹ 吉原・畑（2016）pp.22-23 を参照。

³² 1944 年の改正で保険料率は 11.0%となったが、1947 年の改正で男子は 9.4%・女子は 6.8%に引き下げられていた。これは、労働者災害補償保険法が制定されたことに伴い、厚生年金保険法の給付内容に見直

フレによって積立金の実質価値が目減りするとともに、保険料負担能力も低下したことが平準保険料方式による完全積立方式が崩れるきっかけとなった。また、保険料率が戦後の暫定料率のまま据え置かれた背景としては、労使双方の反対があった³³。経営者団体は、社会保険制度全体の整備統合が先決（厚生年金制度と退職金制度の調整が未解決である）として、制度改正に強く反対の立場であった。一方の労働者団体は、給付水準の改善には賛成するものの、保険料率と支給開始年齢の引き上げには反対の立場であり、国庫負担の増加を要求していた。こうした情勢の帰結として、支給開始年齢の引き上げには前述のとおり移行期間を設け、国庫負担率を引き上げたうえで、保険料率は据え置かれることとなった。

また、新厚生年金には少なくとも3つの世代内移転の要素が新たに加わることとなった。第1に、給付に定額部分が設けられたことから、高所得者から低所得者への移転（世代内再分配）が発生する。第2に、この定額部分は保険料納付期間に全く依存しないため、保険料納付期間の長い者から短い者への移転が発生する³⁴。第3に、加給年金が設けられたため、扶養家族の少ない者から多い者への移転も発生することとなった。

3.3 国民年金制度の創設（1959年）

1959年4月には国民年金法が公布され、国民年金制度が創設された。創設にあたっては、「拠出制（保険料納付を年金給付の条件とする）か、無拠出制（年金給付の条件なし）か」という点と、「既存制度（厚生年金保険等）を廃止するか、既存制度を維持し既存制度の未加入者のみを対象にするか」という点が二大争点となった³⁵。結果としては、拠出制と無拠出制が併用され、既存制度を維持したうえで既存制度の未加入者のみを対象にすることとなった。

1つ目の争点について、拠出制年金と無拠出制年金は次のような制度であった。拠出制年金は、保険料が20～34歳は月額100円（年額1,200円）、35～59歳は月額150円（年額1,800円）で、徴収は1961年4月からとされた。保険料免除制度が設けられ、被保険者に所得が無く、世帯主や配偶者も負担が困難であるときは保険料の納付が免除されることとなった。老齢年金は65歳から給付され、給付額は保険料納付期間に応じ保険料納付期間が25年以上の者は月額2,000円（年額24,000円）～3,500円（42,000円）³⁶、保険料納付期間が10年以上かつ保険料納付期間と免除期間の合計が25年以上の者は月額1,000円（年額12,000円）

しが行われたことなどによる。この点については吉原・畑（2016）pp.13-14を参照。

³³ 吉原・畑（2016）p.17及びp.355、矢野（2012）p.98を参照。

³⁴ 3.1でみたように、旧厚生年金においても、報酬比例の給付係数に定数部分が存在したため、定性的には世代内移転が存在していたが、全体のごく一部であったと考えられる。新厚生年金では、この給付係数は納付期間に完全比例するように改められたため、この部分での世代内移転は発生しなくなった。

³⁵ 吉原・畑（2016）pp.29-33を参照。

³⁶ 保険料納付期間が25年以上26年未満の場合は月額2,000円（年額24,000円）、以降1年ごとに月額100円（年額1,200円）ずつ増えていき、保険料納付期間が40年の場合は月額3,500円（年額42,000円）となる。

～月額 1,900 円（年額 22,800 円）³⁷とされた。これらをまとめると、保険料納付期間が 10～19 年の場合は、年額 6,000 円＋納付年数×600 円となり、保険料納付期間が 20～40 年の場合は、年額 6,000 円＋納付年数×1,200 円となる。すなわち、保険料納付期間が 10～19 年の場合には、給付額に（保険料納付期間に依存しない）正の定額部分が存在し、20～40 年の場合には負の定額部分が存在する。なお、給付要件には制度発足時点（1961 年 4 月 1 日）の年齢に応じた特例が設けられ、31～49 歳の者は年齢に応じて保険料納付期間を 10～24 年に短縮することとされた。50 歳以上の者は拠出制年金の適用除外で保険料の納付が不要とされ、このうち 50～54 歳の者は、申請のうえ 64 歳までの間に 10 年分の保険料を納付することで老齢年金の受給者になることができるとされた。保険料の 2 分の 1 に相当する額（給付費の 3 分の 1 に相当）が国庫負担で賄われ、保険料とともに積立金に繰り入れられ運用が行われることとされた。

一方の無拠出年金は福祉年金と名付けられ、給付費は全額国庫負担で賄われることとされた。老齢福祉年金は 70 歳から給付され、給付額は月額 1,000 円（年額 12,000 円）とされた。給付要件は制度発足時点（1959 年 11 月 1 日）の年齢に応じ、70 歳以上の者には無条件で給付、50～69 歳の者は 70 歳に達すると給付が開始され、このうち 50～54 歳の者は任意加入して 65 歳から給付を受けるか、任意加入せず 70 歳から給付を受けるかを選択できることとされた。

ここまでみたとおり、既存の高齢者への給付は全て国庫負担で賄われる。給付開始までの期間が短い者に関しては、給付要件が緩和されているものの、給付額は保険料納付期間に依存する。したがって、旧厚生年金と同様に、最後の世代から最初の世代への世代間移転が発生しない構造となっていることから、財政方式は積立方式であると考えられよう。また、世代内移転の要素に関しては、保険料と給付がともに定額であることから、この点では 1.3 でみたように高所得者から低所得者への移転は発生しない。他方、前述のとおり保険料納付期間に関しては定数部分が存在するが、正の定数部分（保険料納付期間が 10～19 年）と負の定数部分がある（保険料納付期間が 20～40 年）ため、移転の向きは複雑である。また、新厚生年金のような加給年金は設けられていないため、扶養家族の数に依存した移転も発生しない。

また、2 つ目の争点に関連するところで、1961 年 11 月に通算年金通則法が公布され、公的年金制度間の通算制度が創設された。この時点で公的年金制度は 8 つ存在していたが³⁸、例えば、国民年金の保険料を 15 年間納付し、厚生年金保険の保険料も 15 年間納付した者などは、いずれの制度でも給付要件を満たさない。こういったとき、各制度からその制度の

³⁷ 保険料納付期間が 10 年以上 11 年未満の場合は月額 1,000 円（年額 12,000 円）、以降 1 年ごとに月額 50 円（年額 600 円）ずつ増えていき、保険料納付期間が 20 年以上 21 年未満の場合は月額 1,500 円（年額 18,000 円）となる。以降は 1 年ごとに月額 100 円（年額 1,200 円）ずつ増えていき、保険料納付期間が 24 年以上 25 年未満の場合は月額 1,900 円（年額 22,800 円）となる。

³⁸ 国民年金、厚生年金保険のほか、船員保険、国家公務員共済組合、市町村職員共済組合その他地方公務員の退職年金制度、私立学校教職員共済組合、公共企業体職員等共済組合、農林漁業団体職員共済組合があった。

加入期間に応じて減額した通算年金を支給するという、いわゆる数珠つなぎ方式による通算制度が創設され、名実ともに国民皆年金の体制ができあがった³⁹。ただし、通算する制度ごとに給付要件や給付開始年齢等は異なるため、複雑な面もあると言えよう。

3.4 給付水準の引き上げと物価スライド制の導入（1960年～1973年）

1960年代から70年代にかけて厚生年金保険法と国民年金法は頻繁に改正され、給付水準の引き上げが行われた。また大きいトピックとして、1973年の改正では給付額に関する物価スライド制が導入された。ここでは各改正の経緯と内容を振り返っていく。

3.2で触れたとおり、厚生年金保険には1954年の全面改正により、5年ごとの財政再計算の規定が置かれた。1960年の第1回の財政再計算に伴い、厚生年金の改正が行われた。標準報酬月額が3,000円～36,000円の20等級と上限が2倍に引き上げられ、給付乗率も0.5%から0.6%に引き上げられた。1965年には第2回の財政再計算に伴い、再び厚生年金の改正が行われた。標準的な老齢年金の給付水準を月額1万円とすることがこの改正の柱とされた⁴⁰。標準報酬月額は7,000円～60,000円の23等級に引き上げられ、基本年金額の定額部分は250円×保険料納付月数の期間比例制とされた。給付乗率は0.6%から1.0%に引き上げられた。保険料納付期間が20年の場合の給付額は60,000円+平均報酬年額×20%で、標準報酬月額25,000円の場合は年額12万円・月額1万円とされた。保険料率は、男女ともに3.0%だったところが男子5.5%・女子3.9%に引き上げられ⁴¹、最終保険料率の見通しは2005年に9.0%とされた。国庫負担率は、給付費の15%だったところが20%に引き上げられた⁴²。

1966年には、国民年金の第1回の財政再計算に伴い、国民年金の改正が行われた。老齢年金の給付額は200円×保険料納付月数の期間比例制とされ、保険料納付期間が25年の場合は年額60,000円・月額5,000円、夫婦合計で月額1万円という水準になった。保険料は、1967年1月から35歳未満は月額200円・35歳以上は250円とされ、さらに、「保険料の額」は「段階的に引き上げられるべきものとする」と記載された⁴³。つまり、財政方式が早くも完全積立方式から修正積立方式に改められた⁴⁴。この財政再計算においては、老齢年金の給付水準の引き上げに伴い、平準保険料が月額403円と3倍以上に上昇した。しかし、実際には保険料をその水準まで一気に引き上げることが出来なかったため、段階保険料による修正積立方式がとられることとなった⁴⁵。

1969年には、厚生年金と国民年金の改正が行われた。厚生年金については、標準報酬月額が1万円～10万円の28等級とされた。基本年金額の定額部分の単価は250円から400円

³⁹ 吉原・畑（2016）pp.43-45を参照。

⁴⁰ 吉原・畑（2016）p.63を参照。

⁴¹ 政府原案では男子6.0%・女子4.5%であったが、国会修正で圧縮された（吉原・畑（2016）p.64）。

⁴² 政府原案には盛り込まれなかったが、国会修正で引き上げられた（吉原・畑（2016）p.64）。

⁴³ 附則には1969年1月から35歳未満は月額250円・35歳以上は300円に引き上げる旨も記載された。

⁴⁴ 吉原・畑（2016）p.65を参照。

⁴⁵ 吉原・畑（2016）p.244を参照。

に引き上げられ、保険料納付期間が 20 年の場合の給付額は年額 96,000 円・月額 8,000 円とされた。保険料率は男子 5.5%・女子 4.5%だったところが、1969 年 11 月から男子 6.2%・女子 4.6%に引き上げられ、その後も 1971 年 11 月からは男子 6.4%・女子 4.8%、1974 年 11 月からは男子 6.9%・女子 5.3%と、段階的に引き上げられることとなった。最終保険料の見通しは、2030 年に 15.6%とされた⁴⁶。

また国民年金についても、厚生年金と同じサラリーマン並みの年金にしなければ、主要な対象者である農民が離脱しかねないという背景から⁴⁷改正が行われた。老齢年金の給付単価は 200 円から 320 円に引き上げられ、保険料納付期間が 25 年の場合の給付額は年額 96,000 円・月額 8,000 円とされた。保険料は 1970 年 7 月から月額 450 円（年齢区分は廃止）とされ、最終保険料の見通しは 2010 年に月額 1,640 円とされた⁴⁸。

1974 年に予定されていた財政再計算は、1 年繰り上げて 1973 年に実施され、物価スライド制の導入などを柱とした改正が行われた。厚生年金については、標準報酬月額が 2 万円～20 万円の 35 等級に引き上げられた。基本年金額の定額部分の単価は 1,000 円に引き上げられ⁴⁹、保険料納付期間が 20 年の場合の給付額は年額 24 万円・月額 2 万円とされた。保険料率は男子 7.6%・女子 5.8%に引き上げられ⁵⁰、最終保険料率の見通しは 2010 年に 19.6%とされた⁵¹。国民年金については、老齢年金の給付単価が 800 円に引き上げられ、保険料納付期間が 25 年の場合の給付額は年額 24 万円・月額 2 万円とされた。保険料は、1974 年 1 月から月額 900 円に引き上げることとされた。

物価スライド制については、国民年金や厚生年金に共通する規定として、全国消費者物価指数が前年度の値の 105/100 をこえ、または 95/100 を下るに至った場合においては、その比率を基準としてその翌年度の 1 月以降の年金給付の額を改定する措置を講じなければならない旨が法律に明記された⁵²。更に、厚生年金においては、給付額を計算する際の平均標準報酬の算定にあたり、過去の低い水準の標準報酬をそのまま使わず、一定の率を掛けて現在の報酬の水準に評価し直すという賃金再評価制度（賃金スライド制）が導入された。

こうしたスライド制の導入は、年金財政に大きな影響を与えることとなった。積立金の運用金利が物価上昇率や賃金上昇率よりも低い場合、それらを反映する形で事後的に給付水準を引き上げると保険料による積立金だけでは財源が不足すると考えられる。実際、物価スライド制の導入にあたり、必要な追加費用を国庫負担とするか後の世代の保険料負担とす

⁴⁶ 吉原・畑（2016）pp.245-246 を参照。

⁴⁷ 吉原・畑（2016）p.70 を参照。

⁴⁸ 吉原・畑（2016）p.246 を参照。

⁴⁹ 政府原案では 920 円であったが、国会修正で引き上げられた（吉原・畑（2016）p.74）。

⁵⁰ 政府原案では男子 7.9%・女子 6.1%であったが、国会修正で引き下げられた（吉原・畑（2016）p.74）。

⁵¹ 吉原・畑（2016）p.247 を参照。

⁵² 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（1973 年 9 月 26 日公布）第 22 条（年金額の自動的改定措置）で規定された。

るかで意見が分かれ、結果は後者になったという⁵³。つまり、日本の公的年金制度は既に段階保険料方式、すなわち、あらかじめ給付水準に見合わない低い保険料しか徴収せずに後から保険料を引き上げる方式に移行したことによって賦課方式の要素が導入されていたが、物価スライド制の導入により、インフレや経済成長にともなって更なる積立不足が発生することとなり、賦課方式の要素がより強く組み込まれることとなったと言える⁵⁴。

3.5 基礎年金制度の創設と給付の適正化（1976年～1985年）

1973年の物価スライド制度の導入後も厚生年金と国民年金の改正は続き、給付水準が引き上げられるとともに、保険料と最終保険料との乖離はさらに拡大していった。ここでは、1985年の基礎年金制度の創設と給付水準の適正化に至るまでの経緯を振り返る。

1973年10月に起きた第1次オイルショックの影響を受け、財政再計算とそれに伴う改正は予定より2年繰り上げて1976年に実施された。厚生年金については、標準報酬月額が3万円～32万円の36等級に引き上げられた。基本年金額の定額部分の単価は1,000円から1,650円に引き上げられ、保険料納付期間が20年の場合の給付額は月額33,000円とされた。保険料率は男子7.6%・女子5.8%だったところが、男子9.1%・女子7.3%に引き上げられた⁵⁵。国民年金については、老齢年金の給付単価は800円から1,300円に引き上げられ、保険料納付期間が25年の場合の給付額は月額32,500円、40年の場合は月額52,000円とされた。保険料は、月額900円だったところが1977年4月から月額2,200円、1978年4からは月額2,500円とし、以後も段階的に引き上げることとされた。国庫負担については「保険料の2分1」から「給付費の3分の1」に変更された。

1976年4月には、年金制度の在り方について検討すべく、厚生大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構想懇談会」が設置された。懇談会は1979年4月に「わが国の年金制度の改革の方向：長期的な均衡と安定を求めて」と題する報告書をまとめ、当面取り組むべき事項として、支給開始年齢の段階的引き上げの早期着手などを提言した。これを受けて、財政再計算が予定より1年繰り上げて1980年に実施され、これに伴い厚生年金・国民年金の給付水準の引き上げ等が行われた。厚生年金については、標準報酬月額が4.5万円～41万円の35等級とされた。基本年金額の定額部分の単価は1,650円から2,050円に引き上げられ、保険料納付期間が20年の場合の給付額は月額41,000円とされた。保険料率は男子10.9%・女子9.2%に引き上げられ⁵⁶、最終保険料率の見通しは2021年度に35.4%とされた。この改正によって実際の保険料率と最終保険料率の乖離は大幅なものとなり、抜本的な年金改革が必要であるとの認識が高まった。国民年金は、老齢年金の給付単価が1,300円から1,680

⁵³ 吉原・畑（2016）pp.75-76を参照。

⁵⁴ 牛丸（1996、p.135）は、この改正によって「わが国の公的年金制度に賦課方式が導入されたとみるべきであろう」としている。

⁵⁵ 政府原案では男子9.4%・女子7.6%であったが、国会修正で引き下げられた（吉原・畑（2016）p.78）。

⁵⁶ 国会修正で引き上げ幅が0.3%引き下げられた（吉原・畑（2016）p.81）。

円に引き上げられ、保険料納付期間が 25 年の場合の給付額は月額 42,000 円、40 年の場合は月額 67,200 円とされた。あわせて保険料が 4,500 円に引き上げられた。

この改正では厚生年金（老齢年金）の支給開始年齢の引き上げ（60 歳から 65 歳）が最大の柱とされたが、実現はされなかった⁵⁷。20 年かけて段階的に支給開始年齢を引き上げる案が厚生省から社会保障審議会に諮問され、学識委員は賛成したものの、事業主と被保険者を代表する委員は、定年制などの高齢者の雇用環境が十分に整っていないとして強く反対した。さらに自民党からも「慎重に取り扱うよう」にとの異例の申し入れがあり、法案に盛り込むことはできなかった。次回の財政再計算の際に課題とする趣旨の訓示規定が置かれたが、それも国会修正で削除された。この問題は、その後しばらく棚上げされたままとなる。

1985 年には、基礎年金の導入と給付水準の適正化を柱とした改正⁵⁸が行われた。まず、国民年金は 20 歳以上 60 歳未満の「全国民」が加入する制度に改められた。それまでは厚生年金等に未加入の者が加入する制度であったが、この改正によって全国民共通の基礎年金を給付する制度となった。被保険者は、厚生年金等の被用者年金の加入者が第 2 号被保険者、被用者年金加入者に扶養されている配偶者が第 3 号被保険者、第 2・3 号被保険者以外の全国民が第 1 号被保険者とされた。給付に要する費用は第 1 号被保険者の保険料、他の制度からの拠出金、国庫負担で賄われ、第 1 号被保険者の保険料は月額 6,800 円、国庫負担割合は給付に要する費用の 3 分の 1 とされた。老齢基礎年金の給付額は「60 万円（年額）×納付月数/480」とされ、これは従来の給付単価に換算すると 1,250 円という水準であり、それまでの 1,680 円から引き下げとなった。最終保険料の見通しは月額 13,000 円とされ⁵⁹、こちらもそれまでの 19,500 円から大幅な引き下げとなった。厚生年金については、老齢年金の報酬比例部分が「老齢厚生年金」に改称され、支給開始年齢は 65 歳とされたが、当分の間、60～64 歳までの受給者には従来の定額プラス報酬比例の老齢厚生年金を給付することとされた。女子の老齢厚生年金の支給開始年齢は、55 歳から 60 歳へ 1995 年までに段階的に引き上げることとされた。定額部分の給付単価は 1,250 円に引き下げられ、報酬比例部分の給付乗率も 1.0%から 0.75%に引き下げられた。標準報酬月額は 6.8 万円～47 万円の 31 等級とされた。保険料率は男子 12.4%・女子 11.3%に引き上げられ、最終保険料率の見通しは 2025 年度に 28.9%とされた⁶⁰。

このようにして、国民年金は全国民共通の基礎年金を給付する制度となり、国民年金・厚生年金の両制度で給付水準が引き下げられるとともに、実際の保険料と最終保険料との乖離が縮小されることとなった。

前述のとおり、基礎年金の給付に要する費用は他の制度からの拠出金などで賄われ、積立金の運用収入は使われない。厚生年金等から納付される基礎年金拠出金の計算方法は、「保

⁵⁷ 吉原・畑（2016）p.82 を参照。

⁵⁸ 吉原・畑（2016）p.103 を参照。

⁵⁹ 吉原・畑（2016）pp.105-106 を参照。

⁶⁰ 吉原・畑（2016）p.104, 252 を参照。

除料・拠出金算定対象額（給付費－国庫負担）に、国民年金の被保険者総数に占める各制度の第2・3号被保険者数の割合を乗じる」ものとされ、給付費から国庫負担を控除した額を、そのときの被保険者が納付する保険料と拠出金で賄う仕組みとなった。吉原・畑（2016、p.250）では、基礎年金制度は、実際の会計上の扱いはともかく概念上は完全賦課方式として仕組まれており、このことから、公的年金制度は世代間扶養の仕組みを基本としていることが強調され、年金財政運営の賦課方式的側面が強調されるようになったとしている。

3.6 保険料の上限固定とマクロ経済スライドの導入（1989年～2004年）

1989年以降、平成の時代に入ってから年金制度の改正は行われ、1994年及び2000年の改正を経て厚生年金の支給開始年齢の引き上げが制度化された。そして、2004年の改正によって保険料の上限が固定化されるとともに、マクロ経済スライドの仕組みが導入されるに至った。

1989年には、1985年改正後の国民の消費水準や賃金水準の上昇を考慮し⁶¹、給付水準の引き上げ等が行われた。国民年金は、老齢基礎年金の給付額が「66.6万円（年額）×納付月数/480」（給付単価では1,387.5円に相当）に引き上げられるとともに、第1号被保険者の保険料が月額8,400円に引き上げられた。また、完全自動物価スライド制が導入され、物価変動率が5%未満であっても年金額を改定することとされた。厚生年金については、標準報酬月額が8万円～53万円の30等級とされ、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の給付単価が1,388円に引き上げられた。また、保険料は男女ともに14.5%に引き上げられた⁶²。

1989年改正には、厚生年金の支給開始年齢の引き上げという課題があった。厚生省からは男女ともに支給開始年齢を65歳に引き上げる案が提出されたが、このときも労働組合から強い抵抗にあった。そこで厚生省は引き上げのスケジュールだけでも法律に明記しようと試みたものの、国会では法案から削除され実現はされなかった⁶³。

この残された課題に取り組むべく、1994年に再度の改正が行われた。この改正の際には、年金制度の観点からだけでなく、超高齢社会、人生80年時代における人の生き方、働き方はどうあるべきかという観点から、厚生省と労働省が協議して対策を進めるという考え方で検討が行われた⁶⁴。その結果、厚生年金の定額部分の支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げることが決定され、男子は2001年から2013年にかけて、女子は2006年から2018年にかけて段階的に引き上げることとされた⁶⁵。また、標準報酬月額は9.2万円～59万円の30等級とされ、定額部分の給付単価は1,625円に引き上げられた。保険料率は17.35%に引

⁶¹ 吉原・畑（2016）p.114を参照。

⁶² 男子は1990年に12.4%から14.3%に、1991年以降14.5%に引き上げ、女子は1990年に11.9%から13.8%、1991年に14.15%、1992年以降も毎年0.15%ずつ引き上げ、1994年に男子と同率にする、という経過措置が置かれた。

⁶³ 吉原・畑（2016）p.114を参照。

⁶⁴ 吉原・畑（2016）p.118を参照。

⁶⁵ 吉原・畑（2016）pp.116-119を参照。

き上げられ⁶⁶、特別保険料として賞与の1%が徴収されることとなった。また、国民年金もあわせて改正され、老齢基礎年金の給付額が「78万円（年額）×給付月数/480」（給付単価では1,625円に相当）に引き上げられるとともに、第1号被保険者の保険料が月額11,700円に引き上げられた。

1994年には雇用対策としての法改正も行われた。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に、企業が60歳未満の定年を定めることを禁止するとともに、65歳までの定年延長、継続雇用、再雇用などについて企業に努力義務を課す旨が定められた。また、雇用保険法には「高年齢雇用継続給付」が創設され、定年後低賃金で雇用を継続する60歳代前半の者を対象に賃金の25%を限度として支給する旨が定められた。

1997年5月からは年金審議会を中心に次回改正の議論が始まり、審議会での審議と並行して有識者の意識調査等も行われた。審議会では、今後の保険料負担の上昇をできるだけ抑制する観点から将来の給付費をどの程度削減するかということと、基礎年金の国庫負担の全額又は2分の1への引き上げの2点が論点となった。審議会において労働者側委員は現在の給付水準の維持を強く主張し、経営者側委員は給付水準の大幅な引き上げを主張したことで意見が対立したが、基礎年金を全額国庫負担とする点に関しては意見が一致した。そこで、厚生省は複数の改正案を示して審議会としての意見を求めた。審議会の意見や有識者調査の結果などをふまえ、厚生省から改正案が提出され2000年3月に成立した。

2000年改正の内容は次のようなものであった。国民年金については、老齢基礎年金の給付額を「804,200円（年額）×納付月数/480」（給付単価では1,675.4円に相当）に引き上げるとともに、第1号被保険者の保険料が月額13,300円に修正されたが⁶⁷、これまで段階的に行われてきた保険料の引き上げが、景気への配慮により一時凍結されることとなった。厚生年金については、保険料の総報酬制（年収制）が導入され、賞与からも同率で保険料を徴収することとされた⁶⁸。標準報酬月額が9.8万円～62万円の30等級とされ、標準賞与額は上限150万円（千円未満切り捨て）に設定された。保険料率は標準報酬月額に対して17.35%だったところが、標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれに対して13.58%に変更された。これは、徴収保険料の総額が増加しないよう調整されたものであった。定額部分の給付単価は1,676円に引き上げられた一方、報酬比例部分の給付乗率は0.7125%に引き下げられた（給付水準の5%引き下げ）。そのうえで、平均標準報酬月額に対する0.7125%から、賞与を含む平均標準報酬額（年額/12）に対して0.5481%という形に変更された。また、報酬比例部分の支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げることが決定され、男子は2013年から2025年にかけて、女子は2018年から2030年にかけて段階的に引き上げることとされた⁶⁹。

⁶⁶ 1994年から16.5%、96年から17.35%の2段階での引き上げ。

⁶⁷ 1994年改正の際に、95年4月から11,700円としたうえで、1年ごとに500円ずつ引き上げて99年4月には13,700円とすることが改正法に明記された。ただし、物価スライドが適用されており、実際には95年4月から11,700円、96年4月から12,300円、97年4月から12,800円、98年4月から13,300円となっていた。

⁶⁸ 吉原・畑（2016）p.126を参照。

⁶⁹ 吉原・畑（2016）pp.124-125を参照。

最終保険料の見通しは、2025年に厚生年金は21.6%（対年収）、国民年金（第1号被保険者）は月額24,800円とされた。国庫負担率を2分の1に引き上げた場合にはそれぞれ19.8%、月額18,200円という水準であったが、実現はしなかった。改正法には「当面平成16年（2004年）までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引き上げを図るものとする」と明記されたが、その後、小泉総理（当時）が自分の在任中は消費税を上げないと明言し、財源は確保されなかった。

ここまでみてきたように、厚生年金及び国民年金は、財政再計算などに伴い給付と負担のバランスが頻繁に見直されてきた。このように制度改正を繰り返していった場合、将来の年金が不透明になるといった問題意識のもと、2004年には保険料の上限固定やマクロ経済スライドによる給付水準の自動調整の仕組み等を導入する改正が行われた。具体的な改正内容は次のようなものであった。国民年金については、保険料を2005年4月から毎年280円ずつ引き上げ、2016年4月に16,660円とし、さらに2017年4月に16,900円まで引き上げて固定することとされた。老齢基礎年金の給付額（満額の場合）は「780,900円（年額）×改定率」とされ、改定率には、毎年の賃金上昇率や物価上昇率を基準としつつ、年金財政の長期的均衡の保持ができると思込まれるまでの間、公的年金全体の被保険者数の減少率と今後の平均余命の伸びによる平均受給年数の伸び率を反映させるというマクロ経済スライドが導入された。財政均衡期間は概ね100年で、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る有限均衡方式とし、その期間の終了時に、給付に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有することができるかどうかで調整の判断をすることとされた。厚生年金についても、保険料率を2004年10月から毎年0.354ポイントずつ引き上げ、2016年9月に18.182%とし、さらに2017年9月に18.3%まで引き上げて固定することとされた。マクロ経済スライドの仕組みと有限均衡方式の考え方についても国民年金と同様に導入された。また、一定の給付水準を確保する観点から給付水準の下限が設けられ、標準的な所得代替率が50%を上回るような給付水準を将来にわたって確保するものとされた。国庫負担割合については、改正法に「別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準で引き上げるものとする」と記載され、その後2分の1に引き上げられることとなった。

2004年改正で変更された年金制度について考察すると、保険料を引き上げて固定し、給付を自動調整するという仕組みに着目した場合は、確定拠出型の側面が際立つ。一方で、改正法の附則では上述のように給付水準の下限について規定しており、その水準が維持できない場合は拠出水準の再調整が発生するという点において、確定給付型の側面も残っていると見えよう。また財政方式に関しては、第2節でもみたように、直近の平成26年（2014年）財政検証でも経済前提次第で積立金が枯渇するケースが置かれているが、そうなったときに初めて完全賦課方式へ移行することとなる。現状は、これまで蓄積されてきた積立金の存在により、経済前提（特に運用利回り）次第では、所与の拠出水準のもとで人口成長率の影響を受けずに給付水準を維持できるという点において、修正積立方式の側面を有していると言えよう。

4. まとめ

本稿では、主に公的年金制度の財政方式に焦点を当て、賦課方式と積立方式の違いなどについて理論モデルを用いて考察を行うとともに、現在の日本の公的年金制度が賦課方式と積立方式の両方式の側面をあわせ持つものであることを確認した。その上で、主に厚生年金と国民年金の財政方式の変遷に焦点を当て、日本の公的年金制度の歴史を振り返った。1941年に成立し、1942年から全面的に施行された労働者年金は完全積立方式でスタートした。ここでいう積立方式とは個人勘定を明示的に創設するものではないが、保険料納付期間に基づいて給付額が決定されるとともに、既存の高齢者に対する給付は行われず、世代間移転がほとんど発生しないものである。その後、1944年に厚生年金保険と改称され、1954年に全面改正された新制度では、その後の給付を賄うに足るだけの保険料を設定することができず、徐々に保険料を引き上げていく段階保険料方式を採用することとなったが、不足する財源は後の世代の保険料で賄われるため、世代間移転が確実に発生するものとなり、この時点で賦課方式の要素をもつ修正積立方式へと移行した。

他方、1959年に創設された国民年金もまた、完全積立方式でスタートした。国民年金は既存の高齢者に対して無拠出制の福祉年金を支給したが、その財源は全額国庫負担で賄われた。1961年に保険料の徴収が開始された拠出制年金は、厚生年金と同様に、個人勘定を明示的に設置してはいないものの、保険料納付期間に基づいて給付額が決定され、保険料による世代間移転はほとんど発生しないものであった。しかしながら、1966年改正において給付水準が引き上げられた際に、それに見合うだけの保険料の引き上げができず、早くも修正積立方式へ移行することとなった。

その後、両制度の保険料は、給付水準の引き上げや物価スライド制の導入を経て、最終保険料との乖離を拡大させていった。1985年改正では基礎年金の創設とあわせて給付水準の引き下げが行われ、1994年及び2000年改正では厚生年金の支給開始年齢の引き上げもようやく制度化されるに至るが、保険料が最終水準に到達するのは、2004年改正と国庫負担率の引き上げを経て2017年となった。現在の制度は、依然として人口構成の影響を受ける賦課方式の側面と、金利水準の影響を受ける積立方式の側面とをあわせ持つ修正積立方式であると同時に、経済環境次第では完全賦課方式に移行する可能性も有したものとなっている。

参考文献

Barr, N. (2001) , *The Welfare State as Piggy Bank: Information, Risk, Uncertainty, and the Role of the State*. 菅沼隆 [監訳] (2007) 『福祉の経済学：21世紀の年金・医療・失業・介護』 光生館.

United Nations (2019) , *World Population Prospects 2019*.

<https://population.un.org/wpp/Download/Standard/Population/>

(最終閲覧日：2019年8月16日)

- 牛丸聡（1996）『公的年金の財政方式』東洋経済新報社.
- 厚生労働省（2014）「平成 26 年財政検証結果レポートー『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）ー」.
- 厚生労働省（2017）「平成 29 年版厚生労働白書ー社会保障と経済成長ー」.
- 総務省「人口推計」各月 1 日現在人口, 2019 年 7 月報.
- 高山憲之（2004）『信頼と安心の年金改革』東洋経済新報社.
- 中国国家统计局 [編]『中国統計年鑑 2018』中国統計出版社.
- 八田達夫・小口登良（1999）『年金改革論：積立方式へ移行せよ』日本経済新聞社.
- 深尾光洋・蓮見亮・中田大悟（2007）「少子高齢化, ライフサイクルと公的年金財政」RIETI Discussion Paper Series 07-J-019.
- 矢野聡（2012）『日本公的年金政策史：1875～2009』ミネルヴァ書房.
- 吉原健二・畑満（2016）『日本公的年金制度史：戦後七十年・皆年金半世紀』中央法規.
- 李森（2016）「中国における国民皆年金制度の模索」『経済学論纂（中央大学）』第 56 卷第 3・4 合併号, pp.233-246.